

## 保証委託契約規定

私は、次の各条項を承認のうえ私が株式会社山梨中央銀行（以下「甲」といいます。）との表記当座貸越契約（カードローン契約）により負担する債務についての保証を甲の指定するところにより山梨中銀ディーシーカード株式会社または三菱UFJニコス株式会社（以下「乙」といいます。）に委託します。

また、私と甲との間のカードローン契約の内容について変更があったときは、変更後の内容についても保証を委託します。

### 第1条（保証委託の範囲）

- 私が乙に委託する保証の範囲は甲に別途差入れるカードローン契約書（当座貸越契約書）の各条項に基づき私が甲に対し負担する当座貸越元金、利息、損害金その他いっさいの債務（以下「被保証債務」といいます。）の全額とします。
- 前項の保証は、乙が保証を適当と認め保証決定をなし、これにもとづいて私が甲とカードローン取引を開始したときに成立するものとします。
- 第1項の被保証債務の内容は、私が甲との間に締結するカードローン契約（ローンカード規定を含みます。）の各条項によるものとします。

### 第2条（保証の解除等）

私は、私と甲との間のカードローン契約に定める取引期間満了前においても、乙が必要と認める場合は乙において次の措置をとることがあっても異議を申しません。

- 甲に対しカードローン契約に係る貸越極度額の減額を申し入れること。
- 甲に対しカードローン契約に基づく私への貸越の中止を申し入れること。
- 本契約を解除すること。

### 第3条（担保の提供）

私の資力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、私は、遅滞なく乙に通知し、乙の承認した連帯保証人をたて、または相当の担保を差入れます。

また、連帯保証人の資力および信用等、または差し入れた担保の価値に著しい変動が生じたときも、同様とします。

### 第4条（代位弁済）

- 私は、私が甲に対する債務の履行を遅滞したため、または甲に対する債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、乙が私に対して何ら通知、催告を要せず、甲に対し、被保証債務の全部または一部を弁済することに同意します。また、履行の方法、金額等については甲乙間の約定に基づくことを確認します。
- 私は、乙が前項の弁済によって甲に代位して行う権利の行使に関して、私が甲との間で締結するカードローン契約のほか、本規定の各条項が適用されることに同意します。

### 第5条（求償権の範囲）

乙が前条により代位弁済したときは、私は、乙に対し、その弁済額、弁済に要した費用およびこれらに対する弁済の日の翌日から完済する日までの年14.0%の割合（山梨中銀ディーシーカード株式会社の場合。ただし、三菱UFJニコス株式会社の場合には年14.6%の割合。日割計算とし、閏年は1年を366日とします。）による遅延損害金およびこれらの金額を請求するために要した費用を支払います。

### 第6条（求償権の事前行使）

- 私について次の各号の一つにでも該当したときは、乙は代位弁済前であっても通知催告を要せず、なんら担保の提供をすることなく、私に対し、直ちに被保証債務に相当する金額を求償することができるものとし、私は直ちにこれを支払うものとします。但し、私がすでに被保証債務の一部を弁済しているときは、その弁済額を求償額から控除するものとします。
  - カードローン取引約定第11条（期限の利益の喪失）第1項各号または第2項各号の一つにでも該当したとき
  - 本規定第10条（反社会的勢力の排除）第1項に定める暴力団員等もしくは同項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項もしくは第2項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、乙が私との取引を継続することが不適切であると判断したとき
  - 乙に対する他の債務について期限の利益を喪失したとき
- 乙が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

### 第7条（弁済の充当順序）

私の弁済額が本契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が私の利益を踏まえて適当と認める順序、方法により充当できます。なお、私が乙に対し、本契約に基づく求償債務のほかに他の債務を負担している場合に、私の弁済額が債務総額を消滅させるに足りないときも同様とします。

### 第8条（調査、報告）

- 私の氏名、職業、住所、居所等の事項について変更があったときは、ただちに乙に対して書面によって通知し、その指示に従います。
- 私が前項の通知を怠ったため、乙が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。
- 乙から請求があったときは、財産、経営等に関してただちに乙に対して報告し乙の指示に従います。
- 私は、本規定第6条第1項各号に該当したときその他私の財産、経営、業況等もしくは担保の状況について重大な変化が生じたときまたはそのおそれがあるときは、乙に対して、遅滞なく報告します。
- 乙が私について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。

### 第9条（費用の負担）

乙が本規定第4条または第6条により、取得した権利の保全もしくは行使に要した費用および本契約から生じたいっさいの費用は私が負担します。この費用には、訴訟費用および弁護士費用を含みます。

### 第10条（反社会的勢力の排除）

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為

### 第11条（保証委託の期間）

本契約に基づく保証委託の期間は、私が甲との間に締結したカードローン契約の取引期間と同一としますが、同契約の取引期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長されます。ただし、私の年齢が甲と乙の定めた取引上限年齢に到達した日から最初に到来する期間満了日を超えて本契約の更新はしないものとします。

### 第12条（本規定の変更）

本規定は、民法548条の4の規定により変更することがあります。民法548条の4の規定により本規定を変更する場合には、本規定を変更する旨および変更後の本規定の内容ならびにその効力発生時期を、甲の店頭表示、または甲のホームページでの掲載、その他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

### 第13条（準拠法、管轄の合意）

- 私および連帯保証人（担保提供者を含みます。）と乙は、本契約に係る準拠法を日本法とすることに合意します。
- 本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、私の住所地および乙の本社・各支店・営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上